～お知らせです。お手続きの必要はありません。～

後期高齢者医療保険料の６月・８月の

年金からの天引き額を調整します

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、４月・６月・８月に「仮徴収」、１０月・１２月・翌年２月に「本徴収」として天引きさせていただいていますが、収入の変動などが原因で、ご負担いただく保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で大きく変わる場合があります。

　そこで、１年間を通じて保険料が均等（平準化）になるよう**６月・８月の年金からの天引き額を調整**いたします。

※収入の変動額によっては、平準化に複数年必要な場合もあります。

**仮徴収**

**４月・６月・８月**

前年の所得が確定していないため、２月の年金天引き額と同額を、４月・６月・８月に納めていただきます。

※６月・８月の年金からの天引き額は、均等になるよう調整します。

確定した年間保険料額から、仮徴収で納めていただいた額を差し引き、残った額を３回に分けて納めていただきます。

**本徴収**

**10月・12月・２月**

長浜市役所　保険年金課　　　　　　 　　　電話　０７４９－６５－６５２７

**＜裏面もご覧ください＞**

後期高齢者医療保険料の平準化 参考例

◎仮徴収額が高く、本徴収額が低い場合

【平準化前】　　　　　　　　　　　　　　　　　　【平準化後】

６・８月の年金からの天引きが一時的に減少しますが、１０月以降は 同額に近づきます

前半に負担が

大きい

保険料額（円）

徴収月（月）

徴収月（月）

◎仮徴収額が低く、本徴収額が高い場合

６・８月の年金からの天引き額が一時的に増加しますが、１０月以降は 同額に近づきます

【平準化前】　　　　　　　　　　　　　　　　　　【平準化後】

後半に負担が

大きい

保険料額（円）

徴収月（月）

徴収月（月）